

所在場所における定期検査・計量証明検査手数料表

平成 18 年 4 月 1 日改定

[分銅運搬手数料]

ひょう量が 1 トン以上のはかりの所在場所における検査で、運搬が必要な分銅について、その質量が 24 トンまでは 1 トンにつき 2,900 円となっております。

24 トンを超える分の運搬費用は、受検者に別途実費負担していただきます。

1 手数料表

受検するはかりのひょう量 (計量可能最大値)	①検査手数料		②分銅運搬手数料
	機械式	電気式	
～100kg 以下	500 円	1,400 円	無 料
100kg 超～250kg 以下	900 円	1,800 円	
250kg 超～500kg 以下	1,500 円	2,200 円	
500kg 超～ 1 t 未満	2,100 円	3,100 円	
1 t	2,100 円	3,100 円	分銅の質量 1 t につき 2, 9 0 0 円 (最高 24t : 69,600 円)
1 t 超～ 2 t 以下	3,700 円		
2 t 超～ 5 t 以下	6,900 円		
5 t 超～ 10 t 以下	10,700 円		
10 t 超～ 20 t 以下	15,000 円		
20 t 超～ 30 t 以下	19,100 円		
30 t 超～ 40 t 以下	21,600 円		
40 t 超～ 50 t 以下	29,800 円		
50 t 超	51,200 円		
分銅又はおもり	一個につき 10 円		無 料
手数料改定状況	平成12年4月以降改定なし		平成18年4月以降改定なし

[備考]

- (1) 「最小目量／ひょう量」が「1／10,000」未満のはかりは、①検査手数料が 2 倍になります。
- (2) 同時に同一事業所で複数のはかりの検査を受けられるとき、①検査手数料は各はかり毎に必要ですが、②分銅運搬手数料はひょう量の最も大きいはかりの 1 器分となります。
- (3) 指定検査機関が用意できる分銅の質量は 24 トンまでです。従って、ひょう量が 40 トン（必要分銅質量が 24 トン）を超えるはかりは、追加分銅が別途必要になります。
追加分銅も指定検査機関が、運搬業者へ配送手配しますが、その運搬実費は、受検者から直接運搬業者にお支払いいただきます。
- (4) 上記手数料は、非課税です。

2 ひょう量と必要分銅量の関係

(特定計量器検定検査規則 第 214 条)

ひょう量	必要分銅質量
1 t 以下	ひょう量と同じ
1 t 超 ～ 10 t 未満	ひょう量の $\frac{3}{4}$ (1 t 未満のときは 1 t) ※
10 t 以上	ひょう量の $\frac{3}{5}$ (8 t 未満のときは 8 t) ※

※1 ひょう量が 1 t を超えるもので、必要分銅質量に 1 t 未満の端数があるときは、その端数を切上げた値が分銅運搬手数料の算出単位となります。

※2 懸垂式はかりはひょう量が 2 t を超えても 2 t までとなります。

3 手数料計算例 (懸垂式を除く)

ひょう量	①検査 手数料	②分銅運搬 手数料	合 計	必要分銅質量	分銅運搬手数料の 算出単位
500kg (機械式)	1,500 円	—	1,500 円	500kg	—
1 t (電気式)	3,100 円	2,900 円	6,000 円	1t	1t
1.5 t	3,700 円	5,800 円	9,500 円	$1.5 \times \frac{3}{4} = 1.125t$	2t
5 t	6,900 円	11,600 円	18,500 円	$5t \times \frac{3}{4} = 3.75t$	4t
10 t	10,700 円	23,200 円	33,900 円	$10t \times \frac{3}{5} = 6t$ 8t 未満につき 8t	8t
20 t	15,000 円	34,800 円	49,800 円	$20t \times \frac{3}{5} = 12t$	12t
30 t	19,100 円	52,200 円	71,300 円	$30t \times \frac{3}{5} = 18t$	18t
40 t	21,600 円	69,600 円	91,200 円	$40t \times \frac{3}{5} = 24t$	24t
50 t	29,800 円		99,400 円 +6t 分運搬実費	$50t \times \frac{3}{5} = 30t$	24t (30t-24t=6t は別途)
60 t	51,200 円		120,800 円 +12t 分運搬実費	$60t \times \frac{3}{5} = 36t$	24t (36t-24t=12t は別途)

[問合せ先]

愛知県指定定期検査機関

愛知県指定計量証明検査機関

◇ 一般社団法人愛知県計量連合会

〒453-0014 名古屋市中村区則武一丁目9番9号
(側島第2ノリタケビル 63号)

電話 (052) 452-1821

FAX (052) 452-1822

電子メール aichi.keiryoku@theia.ocn.ne.jp

◇ 愛知県計量センター (経済産業局中小企業部商業流通課)

〒476-0001 東海市南柴田町口ノ割95番地24

電話 (052) 603-6300

FAX (052) 603-1396

電子メール keiryo-center@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/teikikensa.html>